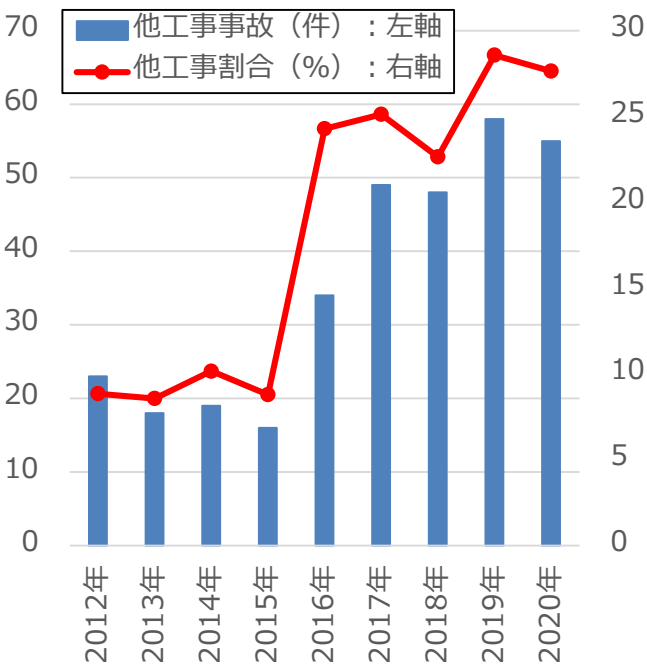


他工事事故対策について

2021年11月4日
経済産業省
産業保安グループ[°]
ガス安全室

近年の他工事事故の概要

- **単年度の動向**：2016年以降、他工事事故の件数は増加傾向である。直近の2019年は全事故件数の28.6%、2020年は同27.1%となった。
- **過去5年間の動向**：2016年～2020年に発生した他工事事故は244件である。設備別には、埋設配管180件、露出した供給管/配管28件、未撤去容器/貯槽は7件である。工事別には、上下水道工事によるものが70件（28.7%）と最も多く、次いで解体工事55件（22.5%）となっている。この2つの工事起因の事故が他工事事故の半数以上を占めている。また、工事の連絡がないこと、工事事業者がガス管を認識していないこと等が要因となっており、周知・啓発活動の強化などが望まれる。



図：他工事事故件数の推移（暦年）

表：他工事事故の原因等

（単位：件数）

工事等	工事別件数	全件数に占める割合	漏えい等の場所			
			埋設された供給管/配管	露出した供給管/配管	未撤去の容器/貯槽	その他
上下水道工事	70	28.7%	62	7	0	1
解体工事	55	22.5%	40	8	4	3
掘削工事	23	9.4%	22	0	0	1
改装等工事	20	8.2%	3	4	0	13
建設工事	12	4.9%	12	0	0	0
草刈り等作業	11	4.5%	4	6	0	1
その他	53	21.7%	37	3	3	10
合計 (件数)	244	100%	180	28	7	29

上下水道工事70件のうち、55件（78.6%）が**事前連絡無し**の工事。工事業者は**ガス管が埋設されている認識が無い**状態で工事を実施。水道管と**誤認識**して切断した事故も発生。

解体工事55件のうち、41件（74.5%）が**集合供給方式**。住宅を解体する際に**埋設供給管に気づいていない**ことも要因。

周知・啓発活動の展開

【国の取り組み】

- 経済産業省から関係省庁、関係業界に対して、事故防止の徹底を毎年要請。
- 特に工事事業者に対しては、国土交通省及び厚生労働省を通じて、ガス事業者へガス管有無の事前照会、ガス管近くで火気や電動工具の使用を避けること、ガス臭い場合にはガス事業者へ速やかに連絡をすること等を要請。
- 今後とも「液化石油ガス安全高度化計画2030」に基づき、工事の事前照会についての周知・啓発（安全な作業、酸欠防止事故等）、立会いを展開する予定。

【LPガス業界の取り組み】

- 4県（長野県・岡山県・島根県・兵庫県）のLPガス協会は、会員企業等に「埋設管表示シール」を配布。
- 販売事業者は、他工事事故発生時に一般消費者等及び他工事事業者に対して、事前の連絡等の徹底を要請。

「液化石油ガス安全高度化計画2030」

第4章 販売事業者起因事故対策

2. その他事故防止対策

（1）他工事事故防止対策

道路に埋設されたガス管などの他工事事故対策については、LPガス事業者により地道な周知活動が行われているが事業者の努力だけで事故を防止するのは難しいため、他工事事業者から現場の他工事従事者に至るまで広く周知・徹底が図られるよう、他工事事業者・他工事従事者、国、都道府県及びLPガス事業者等による連携した取組を実施する。

建設工事におけるガス管損傷事故の防止について

本件の概要

2021年3月2日
経済産業省

経済産業省産業保安グループガス安全室では、ガス事故における他工事事故の防止に向け、別添のとおり厚生労働省労働基準安全課建設安全対策室、厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課、国土交通省不動産課、建設経済局 建設市場整備課、国土交通省水管理・国土安全局 下水道部下水道事業課、警察庁交通局 交通規制課及び一般社団法人全国建設教育振興協会に対し、協力要請を行いましたので、その旨お知らせいたします。

なお、ガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等におかれましては、以下の事項についてお願いいたします。

- ・ 建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者、液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ずガス事業者・液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の際立ち会うこと。
- ・ 液化石油ガスについては、供給管・配管の工事をを行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再確認の受検状況を確認することにより適切に監督すること。

- 要請文書（PDF形式：324KB）
- 参考資料1 2020年の建設工事におけるガス損傷事故（PDF形式：464KB）
- 参考資料2 2019年の建設工事におけるガス損傷事故（PDF形式：463KB）
- 参考資料3 2018年の建設工事におけるガス損傷事故（PDF形式：412KB）
- 参考資料4 建設工事等事業者向けパンフレット（PDF形式：1,480KB）

関係省庁、関係団体への要請



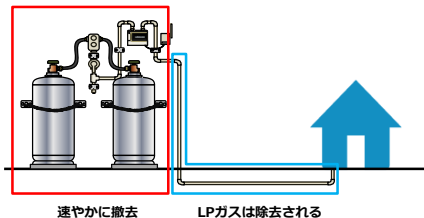
工事業者向けパンフレット

更なる普及・啓発などの検討

内容	事故動向・事例	課題
契約終了後の速やかな撤去	<p>使用されなくなったLPガス設備が残置された場合に、他工事業者がLPガス設備を損傷するケースが発生。</p> <p>【事故事例】空き家において、解体工事業者が作業中に当該空き家敷地内に残存していた埋設供給管を重機で損傷し、漏えいが発生した。(2018/10/26 埼玉県)</p>	<p>使用されなくなった供給設備（液化石油ガスの入った容器、バルク貯槽を含む）については、一般消費者等から要求があった場合に遅滞なく撤去することが義務付けられている。（撤去が著しく困難である場合その他正当な事由があると認められる場合を除く。／規則第16条第16号）。実際には一般消費者等から撤去を要求されず、撤去がなされないことが多い。</p>
販売事業者への連絡（周知）	<p>・他工事の際にLPガス配管の埋設箇所、埋設深さがわからず、掘削等の際に誤ってLPガス設備を損傷したり、露出した配管であっても、草木により隠れていることなどが原因で、他工事業者が誤ってLPガス設備を損傷するケースが発生。</p> <p>【事故事例】一般住宅において、他工事業者が下水道改修工事中に誤って埋設配管をコンクリートカッターで切断し、漏えいが発生した。他工事業者は販売事業者と事前打ち合わせを行わなかった。(2020/11/28 福岡県)</p>	<p>LPガス設備の周辺で他工事を行う際には、他工事業者とLPガス販売事業者で他工事に関する事前協議を行うことが望ましいが、このことについては、法令で定められておらず、他工事業者・LPガス販売事業者の自主的な取り組みにより行われている。</p>
埋設管などの表示	<p>他工事業者が地面掘削の際に誤ってLPガス設備を損傷するケースが発生。</p> <p>【事故事例】一般住宅において、他工事業者が下水道改修工事中に誤って埋設配管をコンクリートカッターで切断し、漏えいが発生。(2020/11/28 福岡県)</p>	<p>令和3年度委託事業において過去の事故事例を分析し、事故抑制の効果のある場所（道路に埋設される配管）、供給形態（大量漏えいにつながる集合供給など）、部位（埋設配管の立ち上がり部）などを特定し表示のあり方を検討。</p>

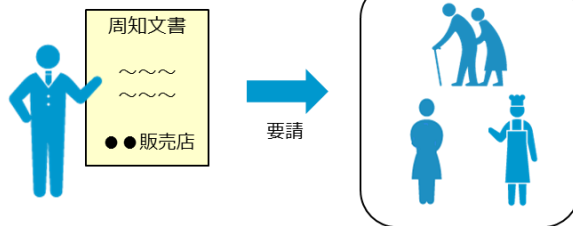
契約終了後の速やかな撤去

- 供給契約が終了した場合は、消費設備側で他工事事故の例も考えられるため、一般消費者等の要求が無くとも供給設備等（液化石油ガスの入った容器、バルク貯槽を含む。）は遅滞なく撤去することを販売事業者に対する義務付けとして検討。



一般消費者等への周知

- 敷地内で工事を行う場合は、事前に販売事業者へ連絡を行うように要請を周知文書に記載。



埋設管の表示

- 埋設の始点、終点到埋設管が敷設されている旨の表示。
- 埋設管の近くの見えやすい場所に警告の表示。

